

公 示

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る特例許可の参入枠について

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」（令和4年3月30日付け国自旅第571号）5.（1）に基づき、令和5年度の営業区域毎の特例許可の参入枠を下記のとおり定めたので公示する。

令和5年4月14日

九州運輸局長 吉永 隆博

記

| 営業区域 | 令和5年度参入枠 | 令和6年度~8年度の総参入枠 |
|--------|----------|----------------|
| 福岡交通圏 | 5 | 6 |
| 北九州交通圏 | 9 | 15 |
| 久留米市 | 6 | 3 |
| 大牟田市 | 0 | 0 |
| 佐賀市 | 0 | 0 |
| 長崎交通圏 | 8 | 6 |
| 佐世保市 | 2 | 3 |
| 熊本交通圏 | 5 | 3 |
| 大分市 | 2 | 0 |
| 別府市 | 0 | 0 |
| 宮崎交通圏 | 3 | 0 |
| 鹿児島市 | 6 | 6 |

※令和2年度及び令和3年度に一般廃業した75歳未満の個人タクシーの事業者数を、令和4年度から令和8年度までの各年度において、5か年度で按分。ただし、小数点以下の端数が生じる場合は、令和4年度の事業者数を繰り上げて処理することとする。

※令和4年度で特例許可を行わなかった参入枠の残余は、令和5年度の参入枠に繰り入れている。

1. 申請の受付期間

令和5年9月1日から令和5年10月2日までとする。

2. 処分の時期

特例許可の処分の時期は、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の審査基準」（平成13年12月4日付け九運公福第35号）I. 12.（4）に規定する時期（九州運輸局長が定める時期）とする。

附 則（令和5年4月14日付け九運公第7号）

1. この公示は、令和5年4月14日から適用する。

2. 「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る特例許可の参入枠について」（令和4年4月19日付け九運公第9号）は、廃止する。

3. この公示は、令和6年3月31日をもって廃止する。